

《25.2.26》

震災等緊急雇用対応事業に関するQ A（平成24年度第1次補正予算）

※ 現時点における考え方を示すものであり、今後内容に変更等を生じる場合があります。

（事業対象地域）

- 1 被災地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県内の災害救助法適用地域）（以下、「被災地域」という。）以外の地域は、平成24年度第1次補正予算による震災等緊急雇用対応事業の対象とならないのか。
- ⇒ 貴見のとおり。被災地域以外の震災等緊急雇用対応事業については、平成23年度第1次・第3次補正予算による震災等緊急雇用対応事業の範囲内で実施することとなる。
- なお、被災地域において平成25年度より新規事業を開始する場合、対象者はすべて被災求職者となることに留意すること。

（事業対象都道府県）

- 2 事業の実施期間の延長も被災地域のみが対象か。被災地域以外では、被災求職者を対象とする事業であっても平成25年度に新規に事業を実施することはできないのか。
- ⇒ 貴見のとおり。被災地域以外は、従前どおり平成24年度まで（一部、平成25年度まで）の事業実施期間とする。
- なお、震災等緊急雇用対応事業の対象が被災地域となることに伴い、被災地域を含む県以外の都道府県では、重点分野雇用創出事業を実施するに当たって被災求職者を優先的に雇用するなどの配慮をお願いしたい。

（事業実施期間）

- 3 平成24年度第1次補正予算による重点分野雇用創造事業の拡充に伴う事業実施期間の取扱い如何。
- ⇒ 平成24年度第1次補正予算分の交付金を活用する震災等緊急雇用対応事業について、平成25年度まで（一部、平成26年度まで）の事業実施を可能とする。
- なお、平成26年度に実施可能な事業は、平成25年度途中から開始し1年間の雇用期間を必要とする事業とする。

（基金の造成）

- 4 平成24年度第1次補正予算として措置する交付金の管理如何。

⇒ 今般措置される交付金は緊急雇用創出事業臨時特例交付金を追加交付するものであるが、東日本大震災復興特別会計を財源とすることから、平成 23 年度第 1 次補正予算及び第 3 次補正予算交付分で実施する事業との区分経理を明確にしておくこと。なお緊急雇用創出基金の事業終了後、提出することとなっている緊急雇用創出事業実績等報告書（様式第 6 号）は、既存の各基金事業と今般措置された分は会計が異なるため、区分して記載すること。

（基金の造成）

5 平成 24 年度第 1 次補正予算として措置する交付金は、年度内に既存基金に積み増さなければいけないのか。

⇒ 平成 24 年度予算であるため、年度内の交付及び基金化を原則とするものであるが、交付時期が平成 25 年度に繰り越すことも可能である。

（交付金の使途）

6 平成 24 年度第 1 次補正予算として措置する交付金により、重点分野雇用創出事業及び起業支援型雇用創造事業を実施することができるか。

⇒ 今般措置される交付金は、震災等緊急雇用対応事業の実施のために交付するものであるため、当該事業の実施に活用していただきたい。

なお、東日本大震災復興特別会計を財源とする第 1 次補正予算分として区分経理をする必要あることから、今般措置される交付金を全額執行することが見込まれる場合（震災等緊急雇用対応事業の事業計画書上で事業費の合計が交付額を上回る場合）であっても、平成 20 年度補正予算、平成 21 年度補正予算、平成 22 年度補正予算、平成 24 年度予備費及び平成 24 年度第 1 次補正予算（起業支援型雇用創造事業分）として措置された交付金を活用することはできない。

平成 23 年度第 1 次・第 3 次補正予算（震災等緊急雇用対応事業分）として措置された交付金については、事業計画上での事業費の合計が今般措置される交付額を上回る場合は活用することは可能である。その際は、実施要領第 4 の 11(1)に基づき、経費を明確に区分すること。

（事業計画書）

7 事業計画書の財源区分の記載について

⇒ 1 つの事業において、複数の財源を活用する場合、明確な経理区分の実施を前提とするが、事業計画書は 1 行に複数の番号を記載すること。また、被災地域は継続事業のほか、新規事業を実施する場合があるので、事業内容欄にカッコ書きで継続又は新規のいずれかを記載すること。

(対象事業)

8 被災地域において、平成 24 年度まで重点分野雇用創出事業又は地域人材育成事業として実施している事業について、事業の一部を見直し、平成 25 年度以降震災等緊急雇用対応事業として実施することができるか。

⇒ 実施を可能とする。この場合、通算した雇用期間が 1 年以内（被災求職者を除く。）の範囲で、平成 24 年度事業にて雇用している者を平成 25 年度事業において引き続き雇い入れることも可能とする。また、平成 25 年度事業において、当該者を新規に雇用する失業者として取り扱うことも可能とする。

(対象事業)

9 被災地域で平成 25 年度中に開始する事業において被災求職者は更新可能であることから、事業実施期間を平成 26 年度末までとすることは可能か。

⇒ 可能である。ただし、平成 26 年度当初からの事業開始は認められないことに鑑み、平成 26 年度以降新たに失業者を雇用することはできない。

(対象事業)

10 震災等緊急雇用対応事業において、介護雇用プログラムと同様の事業を実施することは可能か。

⇒ 介護雇用プログラムは地域人材育成事業として実施する取扱いであることから、平成 24 年度末で終了するものであるが、震災等緊急雇用対応事業は人材育成を行う事業の実施も可能としていることから、介護の資格を取得する事業を実施することは可能である。ただし、介護福祉士の資格取得を目指す事業の場合、2 年間の事業期間を要するため、2 回以上の雇用期間の更新を可能としている被災求職者のみを対象に実施することはできるが、被災求職者以外を対象として実施することはできない。

(対象事業)

11 震災等緊急雇用対応事業として、地方公共団体の業務量の急激な増加等による事務補助員等としての臨時職員の雇用を行うことは可能か。

⇒ 業務量の急激な増加等臨時職員の雇用が新たに必要な事情が生じた場合、被災求職者を臨時職員として雇用することが可能である。

(対象事業)

12 被災地域以外で被災求職者を就労させることは可能か。

⇒ 不可。24 年補正予算分より対象地域を被災地域に限定していることから、就労場所は

当該地域であることを原則とする。

(対象事業)

13 被災地域以外の企業が事業を受託することは可能か。

⇒ 可能である。ただし、就労場所は上記12のとおりであることに留意すること。

(雇用期間)

14 同一の労働者が複数の基金事業（緊急雇用事業、重点分野雇用創出事業、地域人材育成事業及び震災等緊急雇用対応事業）に重ねて就く場合の通算の雇用期間の上限如何。

⇒ 被災求職者は更新を可能としているので、同一の労働者が複数の基金事業に重ねて就くことが可能である。

(対象となる失業者)

15 震災等緊急雇用対応事業の対象となる失業者の範囲如何。

⇒ 被災地域に所在する事業所を離職した失業者又は当該地域に居住していた求職者である。

(対象となる失業者)

16 震災等緊急雇用対応事業で雇用する者は、全員「被災求職者」でなければならないのか。

⇒ 原則として、被災求職者を雇用することとするが、一定期間募集を行い、又は求人内容を改め再度募集を行う等、実施に向けて改善を図ったにもかかわらず、対象となる失業者のみでは求人を充足せず、事業が実施できない場合には、例外として対象となる失業者以外の失業者が含まれることも可能とする。ただし、震災等緊急雇用対応事業は、あくまでも被災求職者の雇用の確保を目的とするものであることに留意していただきたい。

(対象となる失業者)

17 被災求職者の考え方に変わりはないか。

⇒ 被災求職者（被災地域内の災害救助法適用地域に所在する事業所を離職した失業者又は当該地域に居住していた求職者）とする。

なお、震災等緊急雇用対応事業は、真に被災者の暮らしの再生につながる事業であることが必要である。このような趣旨から、被災求職者の中でも、沿岸部で津波による被

害を受けた方、原子力災害の影響により避難を余儀なくされている方などの一時的な雇用の場を提供する事業、被災地の復興に資する事業とすること。

(対象となる失業者)

18 平成23年3月11日以降に基金事業を終了した者を、震災等緊急雇用対応事業の対象者とする事は可能か。

⇒ 被災求職者であれば可能である。

(対象となる失業者)

19 被災求職者であることの確認方法如何。

⇒ 受託者が本人に、罹災証明書、雇用保険受給資格者証、廃業届、履歴書や職務経歴書の提示により確認することなどが考えられる。なお、罹災証明書等で確認できない場合は、採用面接等における本人への質問により確認することなどが考えられるが、証明書等で後日確認すること

(対象となる失業者)

20 ハローワークで被災求職者であることを条件に求人を出す事は可能か。

⇒ 国の政策の遂行に係るもののため、当該条件を付す事は可能である。ただし、一部の地域の被災者のみを対象とする事はできない。

なお、今般措置される事業は真に被災者の暮らしの再生につながる事業であることが必要であることから、趣旨を記載し、求人を出す事は差し支えない。

(雇用・就業期間)

21 契約事務上、年度を跨ぐために年度末でいったん契約が終了する場合、これは更新1回とカウントされてしまうのか。

⇒ 実態として1人の労働者について連続する一つの就業であるものとみなされる場合は、契約実務上、年度切替えを行ったとしても、これを更新1回とはカウントしない。

(継続事業)

22 平成23年度第1次補正予算及び第3次補正予算を財源として、平成24年度末までに開始した事業を継続する場合の対象事業、失業者及び雇用・就業期間の取扱い如何。

⇒ 平成24年度第1次補正予算以前の震災等緊急雇用対応事業の要件の下で実施されている事業であるため、平成24年度第1次補正予算以前の取扱いと同様の取扱いとなる。

(継続事業)

23 6ヶ月以内の雇用・就業期間の場合、被災求職者を除き1回の更新が可能だが、更新から1年間の雇用・就業期間とすることは可能か。

⇒ 不可。更新を含め通算1年以内の雇用・就業期間となる。

(各種助成金との併給調整)

24 緊急雇用創出事業実施要領第4の13において、「委託事業を行う事業主に対する委託費の支給事由(中略)と同一の理由により支給要件を満たすこととなる各種助成金のうち国が実施するもの(国が他の団体等に委託して実施するものを含む。)との併給はできない」旨が記載されているが、各種助成金のうち国が実施するものとは何か。

⇒ 下記の助成金を指す。また、自治体は、委託事業を行う事業主に対して、委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる下記の助成金等との併給はできない点についての注意を促すこととする。

- 雇用調整助成金
 - － 雇用調整助成金、中小企業緊急雇用安定助成金
- 定年引き上げ等奨励金
 - － 高年齢者職域拡大等助成金、高年齢者労働移動受入企業助成金
- 特定求職者雇用開発助成金
 - － 特定就職困難者雇用開発助成金、高年齢者雇用開発特別奨励金、被災者雇用開発助成金
- 地域雇用開発助成金
 - － 地域求職者雇用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金、地域再生中小企業創業助成金
- 通年雇用奨励金
- 派遣労働者雇用安定化特別奨励金
- 若年者等正規雇用化特別奨励金
- 正規雇用奨励金
- 3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金
- 3年以内既卒者トライアル雇用奨励金
- 既卒者育成支援奨励金
- 試行雇用奨励金
- 精神障害者等ステップアップ雇用奨励金及びグループ雇用奨励加算金
- 障害者雇用促進助成金
 - － 発達障害者雇用開発助成金、難治性疾患患者雇用開発助成金、精神障害者雇用安定奨励金、職場支援従事者配置助成金、重度障害者等多数雇用施設設置等助成金、障害者初回雇用奨励金、特例子会社等設立促進助成金

- 建設業離職者雇用開発助成金
- 受給資格者創業支援助成金
- 人材確保等支援助成金
 - － 中小企業基盤人材確保助成金、介護労働環境向上奨励金、建設教育訓練助成金、建設雇用改善推進助成金
- 両立支援助成金
 - － 事業所内保育施設設置・運営等助成金
- 障害者雇用納付金制度に基づく助成金
 - － 障害者作業施設設置等助成金、障害者福祉施設設置等助成金、障害者介助等助成金、職場適応援助者助成金、重度障害者等通勤対策助成金、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金、障害者能力開発助成金
- キャリア形成促進助成金
 - － 訓練等支援給付金、中小企業雇用創出等能力開発助成金
- 広域団体認定訓練助成金
- 成長分野等人材育成支援事業
- 農漁業者雇用支援事業
- 認定職業訓練実施奨励金
- 若年者人材育成・定着支援奨励金